

浜松市地域クラブ認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生を主な対象とし、休日の部活動に代わって、スポーツ・文化芸術活動などの地域クラブ活動の運営を統括する団体（以下「団体」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) はまクル 中学生を主な対象とし、本市が目指す地域クラブ活動をいう。
- (2) 年度 当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 運営団体 地域クラブ活動の運営を統括する団体。
- (4) 実施主体 個別の地域クラブ活動を実際に行う団体。運営団体と実施主体は同一の団体になる場合もある。

(認定要件)

第3条 認定の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) はまクルの基本理念に沿った活動の目的及び活動計画が定められていること。
 - (2) 複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制が整っていること。
 - (3) コンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。
 - (4) 公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制が整っていること。
 - (5) クラブ員及び指導者が活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。
- 2 認定の対象となる団体は、前項に規定する要件のほか、はまクル認定クラブ遵守事項（第1号様式-2）をすべて満たさなければならない。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする団体は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式その1（運営団体と実施主体が同一の場合）または、その2（複数の実施主体を有する運営団体の場合））に、クラブ員名簿（第2号様式）、団体の規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かる申請書、その他浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める申請書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 活動場所として中学校施設の使用を希望する団体は、前項に規定するもののほか、中学校施設使用希望届（第3号様式）を提出しなければならない。

(認定の通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、認定の可否について審査を行い、はまクル認定（更新）結果通知書（第4号様式）により団体に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 前条の規定により認定された団体（以下「はまクル認定クラブ」という。）は、ク

ラブ員の増減が生じた場合は、クラブ員名簿（第2号様式）及び、保険の加入が分かるものを教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項を除き、認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかにはまクル認定事項変更届（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（認定の有効期間及び更新）

第7条 はまクル認定クラブの認定の有効期間は3年間とする。

- 2 はまクル認定クラブは、認定の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の日の2か月前から有効期間の満了の日までの間に、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）を教育委員会に申請しなければならない。この場合においては、第5条の規定を準用する。

（活動報告）

第8条 はまクル認定クラブは、活動実績等について、はまクル活動報告書（第6号様式）を、5月末日までに教育委員会へ提出しなければならない。

（収支報告）

第9条 はまクル認定クラブは、収支の状況を記載した報告書（※様式は任意）を、翌年度の5月末日までに教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日での提出が難しい場合には、教育委員会に連絡するものとする。

（活動状況の調査・指導）

第10条 教育委員会は、第3条に規定する要件の適合性について必要と認めるときは、はまクル認定クラブに対し、クラブ関係者への聴取や、必要と認める資料の提出を求め、その他の必要と認める調査を行うことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による調査を行った結果、必要と判断した場合は、はまクル認定クラブの運営及び活動内容に対し、改善の指導を行うことができる。

（認定の取消し等）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、はまクル認定取消通知書（第7号様式）をはまクル認定クラブに通知することにより、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 前条第2項の規定による改善の指導に従わないとき。
- (2) クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (3) はまクル認定取消願書（第8号様式）の届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がクラブ活動を継続することが不相当と認めたとき。

- 2 教育委員会は前項で規定するいずれかに該当すると認めるときは、実施主体の活動を一定期間停止することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地域クラブの認定について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

申請者 _____

はまクル認定クラブ認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項（第1号様式-2）、活動計画書（第1号様式-3）、クラブ員名簿（第2号様式）、団体規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かるもの、その他教育委員会が必要と認めるものを添えて申請いたします。

記

新規認定		更新		どちらかに○をつける		
クラブの名称						
活動種目				男・女・男女		
代表者氏名						
主な活動場所						
代表者連絡先・住所	連絡先 自宅：		携帯：			
	※ホームページに掲載する連絡先に○をつける					
	自宅		携帯電話		mail	掲載不可
mail アドレス：						
住所		〒				
活動目的						
指導者数	研修受講済	名	申請済	名	照会中	名
クラブ員の募集対象範囲						
参加費等	年	円（			）	
金融機関・口座番号	金融機関・店名					
	銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所			
	口座名義（カナ）					
	預金種別及び口座番号					
普通預金 当 座預金	第	号				
備考・その他						

※ はまクル認定クラブの認定期間は、3年間を上限とする。

※ 主な活動場所については、希望が重複した場合、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。

(あて先)
浜松市教育委員会

年 月 日

申請者

はまクル認定クラブ認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項（第1号様式-2）、活動計画書（第1号様式-3）、クラブ員名簿（第2号様式）、団体規約、団体で使用する金融機関の名称及び口座番号が分かるもの、その他教育委員会が必要と認めるものを添えて申請いたします。

記

新規認定		・	更新	どちらかに○をつける
運営団体の名称				
活動目的				
運営団体代表者氏名				
運営団体代表者連絡先・住所	連絡先 自宅：		携帯：	
	※ホームページに掲載する連絡先に○をつける			
	自宅		携帯電話	
		mail		掲載不可
mail アドレス：				
住所	〒			
金融機関・口座番号	金融機関・店名			
	銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所	
	口座名義（カナ）			
	預金種別及び口座番号			
普通預金・当座預金	第		号	
備考・その他				

※ はまクル認定クラブの認定期間は、3年間を上限とする。

※ 主な活動場所については、施設利用委員会で決定するため、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。

第1号様式-1その②

運営団体の名称			
実施主体の名称		代表者氏名	
活動種目			男・女・男女
指導者数	研修受講済 名	申請済 名	照会中 名
参加費等	月	円()	
主な活動場所			
金融機関・口座番号	金融機関・店名		
	銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所
	口座名義(カナ)		
	預金種別及び口座番号		
	普通預金・当座預金	第	号()
実施主体の名称		代表者氏名	
活動種目			男・女・男女
指導者数	研修受講済 名	申請済 名	照会中 名
参加費等	月	円()	
主な活動場所			
金融機関・口座番号	金融機関・店名		
	銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所
	口座名義(カナ)		
	預金種別及び口座番号		
	普通預金・当座預金	第	号()
実施主体の名称		代表者氏名	
活動種目			男・女・男女
指導者数	研修受講済 名	申請済 名	照会中 名
参加費等	月	円()	
主な活動場所			
金融機関・口座番号	金融機関・店名		
	銀行・金庫・農協		本店・支店 営業部・出張所
	口座名義(カナ)		
	預金種別及び口座番号		
	普通預金・当座預金	第	号()

※ 実施主体が4団体以上ある場合は、このページをコピーするなどして活用ください。

第1号様式—2

遵守事項

以下の項目が団体規約または申請書類に記載されているか確認し、チェックをしてください。

	項目	チェック
第2条第1項1号 【要件1】	クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念であるクラブ員の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画を明確に示している。	<input type="checkbox"/>
	各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定している。	<input type="checkbox"/>
	活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示している。	<input type="checkbox"/>
	クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、「土日どちらか3時間程度」を原則に、適切な活動時間や休養日を設定している。	<input type="checkbox"/>
	クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画している。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指している。	<input type="checkbox"/>
	法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守している。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守している。	<input type="checkbox"/>
	活動において、クラブ員が自主的、自発的に活動を選択でき、クラブ員が多様な活動に参加できる機会を確保するために、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはしない。	<input type="checkbox"/>
第2条第1項2号 【要件2】	クラブ員が安全に活動できるように、指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
	クラブの活動拠点（主な活動場所）が浜松市内である。	<input type="checkbox"/>
	2名以上の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかつたりすることがないように活動を行うこととしている。	<input type="checkbox"/>
	その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めている。（はまクル指導者人材バンクを通して指導者を希望する場合も可）	<input type="checkbox"/>
	主な練習会場として想定している施設を第1号様式に明記し、クラブ員の活動場所への移動負担等も考慮し、安定した活動ができるよう環境を整えている。	<input type="checkbox"/>
	クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動することとしている。（ガイドラインP11（8）に準じた活動を行う。）	<input type="checkbox"/>

第2条第1項3号 【要件3】	活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図っている。	<input type="checkbox"/>
	指導者が活動開始時まで、所定の研修を受講していない場合は、研修を受講させることとする。	<input type="checkbox"/>
	スポーツ協会等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めている。	<input type="checkbox"/>
第2条第1項4号 【要件4】	営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備している。	<input type="checkbox"/>
	会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行うこととしている。	<input type="checkbox"/>
	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記している。	<input type="checkbox"/>
	参加するクラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めている。	<input type="checkbox"/>
	財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。	<input type="checkbox"/>
	指導者の報酬等の支払いの際には、適切な税務処理を行うものとする。	<input type="checkbox"/>
第2条第1項5号 【要件5】	クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入することとしている。	<input type="checkbox"/>
	加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定している。	<input type="checkbox"/>

年間活動計画

クラブの名称 ()

事業計画 (指導計画)

活 動 計 画					
4月	第1週		10月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数			日	実施予定日数
5月	第1週		11月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数			日	実施予定日数
6月	第1週		12月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数			日	実施予定日数
7月	第1週		1月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数			日	実施予定日数
8月	第1週		2月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数			日	実施予定日数
9月	第1週		3月	第1週	
	第2週			第2週	
	第3週			第3週	
	第4週			第4週	
	第5週			第5週	
	実施予定日数			日	実施予定日数

クラブ員名簿

クラブ名									
役職	(ふりがな) 氏名		住所				連絡先 ※昼間連絡が取れる番号		
代表者	()								
会計 担当者	()								
指導者 ①	No ()	研修	指導者 ②	No ()	研修	指導者 ③	No ()	研修	
運営 スタッフ ①	()		運営 スタッフ ②	()		運営 スタッフ ③	()		
運営 スタッフ ④	()		運営 スタッフ ⑤	()		運営 スタッフ ⑥	()		
No.	氏名	ふりがな	所属校	学年	居住地	備考			
1					〇〇町				
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

- ※ 指導者、運営スタッフ、クラブ員の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。
- ※ 代表者と会計担当者は兼務することができない。
- ※ 指導者欄の「No.」には、指導者人材バンク登録時に付与される人材バンク登録ナンバーを記載する。
- ※ 指導者の資格欄には、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を有している場合は○を記入する。
- ※ 運営スタッフとは、活動の準備や片付け、活動中の見守りなど、クラブ員をサポートする役割である。
- ※ 名簿に必要な情報を得る際は、個人情報の取扱いについて十分注意する。
- ※ クラブ員の入退会が生じた際は、3カ月以内を目安に報告する。ただし、保険の加入は確実にすることとする。

中学校施設使用希望届

活動場所として希望する中学校施設

希望 順位	中学校名	曜日	時間	学校施設 ※学校施設を利用する団体のみ記載
1		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
2		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
3		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
4		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）
5		土・日	AM・PM	体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ）

※ 本届出書は中学校施設の利用を確約するものではない。

※ 中学校施設の利用に関しては、中学校及び他クラブとの調整により決定するものとする。

※ クラブ員が所属する中学校施設から選択・記入することとする。

年 月 日

様

浜松市教育委員会

活動場所決定通知書

「
クラブ」の活動場所が決定しましたので通知します。

記

場所：浜松市立 中学校

時間：AM・PM

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用を認める。

第4号様式

登録番号 _____

年 月 日

申請者 _____ 様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ認定（更新）結果通知書

（認定の場合）

_____年 月 日付 _____で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しましたので通知します。

（不認定の場合）

_____年 月 日付 _____で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しないこととしましたので通知します。

記

団体 _____ クラブ

認定期間

自 _____年 月 日～ 至 _____年 月 日

（不認定の場合）

不認定の理由

※記入上の注意：どの要件を充足しないのか明示するとともに、判断の基礎となった事実を記入すること。

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ申請事項変更届

認定を受けた内容に変更が生じたため、浜松市地域クラブ認定要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

1 変更項目および内容

変更項目	変更内容
	(変更前)
	(変更後)
	(変更前)
	(変更後)

2 変更の理由

3 変更年月日

年 月 日

※クラブの代表者と会計担当者以外のクラブ員等に変更（加入や退会）がある場合は、第2号様式を所定の方法により、変更が生じた日から3か月以内に提出するものとする。ただし、保険の加入は活動開始時まで確実にを行うものとする。

はまクル認定クラブ活動報告書

クラブの名称 ()

活 動 の 詳 細							
	活動日数		活動内容		活動日数		活動内容
4 月		日		10 月		日	
5 月		日		11 月		日	
6 月		日		12 月		日	
7 月		日		1 月		日	
8 月		日		2 月		日	
9 月		日		3 月		日	

様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ認定取消通知書

浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、貴クラブの認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

認定を取り消す クラブ名	
認定を取り消す 年月日	
認定を取り消す理由	

第8号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ認定取消願書

はまクル認定クラブの認定取り消しについて、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

クラブ名	
認定取消年月日	
理由	